

令和4年3月22日

中川区在宅サービスセンターを利用する
ボランティア団体、福祉関係団体等の皆さまへ

社会福祉法人名古屋市中川区社会福祉協議会
事務局長 山根 恵一郎

中川区在宅サービスセンター利用再開についてのお知らせ

日頃は、本会事業にご理解とご協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の県下緊急事態宣言発出により、中川区在宅サービスセンターを臨時休館していましたが、先日の宣言解除を受けまして、令和4年3月22日から施設利用を再開いたします。

利用再開に際して、留意事項等の別添資料（別紙）をご確認ください。

引き続き、感染症防止対策にご協力お願いいたします。

【お問い合わせ先】

中川区社会福祉協議会

TEL：052-352-8257

FAX：052-352-3825

中川区在宅サービスセンター再開のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点より、臨時休館していましたが、令和4年3月22日から施設利用を再開します。

ただし、調理室は、衛生管理上の課題があるため当面の期間、会議や打ち合わせのみの使用に限定します。

施設の利用再開にあたっての留意事項

施設の利用再開にあたっては、次の留意事項を設けます。

- 利用時の密集を避けるため、**部屋の定員を既定の半数**とします。
- 十分な換気（出入口と窓の開放）を行う。
- **マスクの着用**をお願いします。
- 来館前に検温し、発熱がある場合や、息苦しさや強いだるさ、風邪のような症状がある場合は、来館を控えてください。



次のような活動をすることはできません

- 大きな声を出すこと、歌うこと
（例えば、コーラスや呼気の伴うハーモニカなどの管楽器含む）
- 呼気が激しくなるような運動（例えば、ダンスなど）
- 調理行為